

広島県告示第五百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和元年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

福山市芦田川漁業協同組合

2 住所

福山市草戸町四丁目一番二号

二 免許番号

内水共第五十四号

三 変更の内容

第二条第二項から第三条第三項までの規定中「手釣、さお釣、たも網、投網」のところに、「うなぎ筒、うなぎ籠」を加える。

第三条第一項の表を次のように改める。

魚種	漁具、漁法	統数又は規模	遊漁料
ふな	手釣、さお釣、たも網		1日 400円
			1年 1,800円
	投網		1日 600円
			1年 3,600円
	船使用		1日 1,200円
			1年 8,400円
うなぎ	手釣、さお釣、たも網		1日 400円
			1年 1,800円
	投網、うなぎ筒、うなぎ籠	うなぎ籠は1人5個以内	1日 600円
			1年 3,600円
	船使用		1日 1,200円
			1年 8,400円

第三条第三項中「福山市草戸町四丁目7-28」を「福山市草戸町四丁目1-2」と改める。
附則に次の二項を加える。

附則

- この規則は知事の認可のあった日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の福山市芦田川漁業協同組合共同漁

業権遊漁規則第2条第3項の規定による遊漁の承認を受け同規則第3条第1項の遊漁料を納付した者については、当該遊漁の期間の満了の日までは、この規則による改正後の福山市芦田川漁業協同組合共同漁業権遊漁規則第2条の規定による遊漁の承認を受け同規則第3条第1項の遊漁料を納付したものとみなす。